はじめに

# アメリカにおける全国統一的な競業避止特約規制の

## 形成に向けた取組み過程(一)

統一雇用競業避止特約法(Uniform Restrictive Employment Agreement Act) 0)

策定を契機として

植 田 達

1 全特約類型に共通する要件(四条~七条)(以上、本号)

特約類型ごとの要件(八条~一四条)

2

権利救済等に関する規定

1

規制の強行性(一五条

統一雇用競業避止特約法の内容

本稿の検討対象 本稿の背景

策定の趣旨および要点

(H) 2 州際法上の問題(一七条・一八条) 権利救済(一六条)

附則的規定 本法の効力(一九条・二〇条)

(六)

おわりに その他 (二一条~二三条)

2

適用範囲(三条)

特約の要件

2

本法の要点

総論的規定

定義規定(一条・二条)

1

策定趣旨

以上、

九十五卷十号

(以上、九十五卷九号)

39

はじめに

本稿の背景

う枠組みが裁判実務として確立している。 の範囲 当な利益を守るために合理的であるかどうかにより、 者の職業選択の自由 を課すためには、 の終了に伴い、当然には競業避止義務を負わないと解されている。したがって、退職後の労働者に競業避止 項)に基づいてその付随義務である誠実義務の一環としての競業避止義務を負うのに対し、退職後は、 日 本において、 (期間、 地域、 別の契約上の根拠、すなわち競業避止特約が必要となる。もっとも、 労働者は、 対象業種・職種、対象行為)が、代償措置なども考慮し、 (憲法二二条一項)を制約するため、その有効性が制限されている。 使用者に対し、 在職中は、労働契約上の信義則 特約が公序(民法九〇条)に違反するかを判断する、 当該労働者が触れうる使用者の正 (民法一条二項、 競業避止特約は退職労働 具体的には、 労働契約法三条四 競業制 とい 契約

ルー ルー するのか、② 業避止義務を負うが、退職後にはこれを負わない。そのため、日本と同じように、退職した労働者に使用者の営 結する特約を無効とする州 業秘密や顧客関係などを競争のために使用させないよう、競業避止特約(restrictive covenant)を締結すること 方 ルと同様のものを採用する州もあれば、 ルであっても、 アメリカにおいて、 アメリカにおいても、 制定法によって規制するのか、 各州でその解釈や適用が大なり小なり異なる。②制定法についても、 (低賃金労働者以外の労働者との関係では一定の場合に有効になる) 在職中の労働者は、どの州においても、 競業避止特約の効力は制限されているが、①コモンロー ❷競業避止特約を広く禁止ないし制限する州、(5) 州によって異なる。さらに、 忠実義務 ①一見すると同じようなコモンロ (duty of loyalty) (判例法) によって制 11コモンロ もあり、 3低賃金労働者の の内容として競 その規制 1 による 1 0 0)

1

られるようになったものであり、比較法的考察の観点からは注目に値する動向である 内容や強度も州によって様々である。特に、 ② ③ 低賃金労働者の特約に関する制定法上の 規制 は、 比較的 最近み

を選択した州 Restatements of the Law) ルールも記述している。もっとも、 ステイトメント、アメリカ法律協会と統一州法委員全国会議 分野である。 形成が試みられている。 全く異なる不統一な状態になっている分野が少なくない。そこで、様々な法分野について、全国統一 ·の記述も州判例法の形成や発展に寄与している。 (II) 商事法典(UCC:Uniform Commercial Code)によって、契約法に関する統一ルール 連邦制を採用するアメリカでは、 第一次契約法リステイトメントおよび第二次契約法リステイトメントは、 具体的には、 (前記①)で活用されることが想定されているものである。競業避止特約に関するリステイトメン 統一法委員会(Uniform Law Commission)とも呼ばれる。)との共同事業として策定された統 その代表的にして最も成功していると評価されている例が、 策定事業の一環として公刊した第一次契約法リステイトメントおよび第二次契約法 アメリカ法律協会(ALI:America Law Institute)がリステイトメント(法の再述。 リステイトメントは、それ自体に法源性はなく、 競業避止特約規制にかぎったことではなく、このように州によってル (NCCUSL: National Conference of Commissioners on あくまで判例法による規律 の形成が試みられてきた。 契約法 競業避止 (contract law) 特約に 的なルー 関する 1 ル が

題の取扱いだけでは不十分となるに至ったことを背景に、「五〇州における雇用法の判断に共通 性質の変化、 された。これは、 法 雇用法 (Torts) (employment law) についても、近時、このような取組みとして雇用法リステイトメントが策定・公刊 契約法、 労働者のプライバシー権および雇用終了後の競業制限の展開により、 民間企業における団体交渉の衰退、 不正競争法 (Unfair Competition) など、 随意雇用 ほかの法分野のリステイトメントにおける雇用 (at-will employment) 代理法 (Agency)、不法行 の例外の拡大、 の用語と枠組 雇用関係

比較すると奏功していると言い難いことは、すでに別稿にて検討した通りである。

提示すること」を目標とするものだった。雇用法リステイトメントも、競業避止特約に関する記述を置いている。(🗓) しかしながら、この雇用法リステイトメントの普及や活用をめぐる状況は、ほかのリステイトメント策定事業と を与えるとともに、 全国の裁判官や弁護士にとって機能し、アクセスできる、判決から解明された原則の公式を

### 二 本稿の検討対象

には、アメリカにおける現在の競業避止特約規制に関する理解が反映されているものと思われ 法は今後のアメリカの各州における立法動向や実務に影響を与える可能性がある。また、本法の規定やその注 表した(上記のような性質から、これ自体は直ちに法源性をもつものではないが、便宜上以下「本法」ともいう。)。本(ほ) る。)として、新たに統一雇用競業避止特約法(UREAA:Uniform Restrictive Employment Agreement Act)を公 州法案(全ての州に提案される模範法であり、各州の州議会で採択されることではじめて州制定法として法律とな 競業避止特約の規制に関しては、二〇二一年一二月一日、統一州法委員全国会議が、統一商事法典と同じく統

規制の形成に向けた取組み過程を考察する。さらに、その考察を踏まえ、日本法への示唆の可能性についても模 ながら、本法の注釈が示す各規定の解釈を検討することを通じて、アメリカにおける全国統 そこで、本稿では、本法の規定の試訳を行うとともに、 関連するリステイトメントで示されたルールにも触 一的な競業避

## 二 統一雇用競業避止特約法

が内

#### 1 策定趣旨

(--)

策定の趣旨および要点

れによれば、 統 雇 浦 競業避止 その趣旨は、 特約法が策定された趣旨については、 まず大きく、①政策的考慮および実証研究 本法の序論 (すなわち経済分析)、 (Prefatory Note) で述べ (2)連邦および州 られ . T の立

(1) 政策的考慮および実証研究

競業避止特約法は、

他の

雇用法とは異なる政策上

の配慮が必要となることが指摘されている。

雇用法の他

問

法活

動の動向、

(3) 統

一法の必要性に分けられる。

者とが対立する構造を持つ側面では共通しているが、(部) うかが議論となる(例えば、最低賃金を一五ドルにしようとすると、 題では、 獲得しようとする利益が使用者に高すぎるコストを課すものである結果、 非熟練労働者が失業する可能性がある。)。これに対し、 使用者は、 既存の被用者を雇用し続けることと、 使用者が高い最低賃金を理由に雇用を減らすこと 競業避止特約に関する政策は、 かえって労働者を害するかど 使用者と被用 熟練被用

者を他社から雇用することを望んでいるという場面である点で異なる、と考えられている。

会に移動することを制限し、 るようになることが挙げられている。これに対し、 大することができるようになり、 その上で、 競業避止特約の有用性として、それによって使用者は、 労働者のみならず、社会的な生産性にも損害を与える可能性があること 被用者の訓練および商業的に価値のある情報の開発に投資することが奨励され 競業避止特約の危険性として、 被用者に営業秘密や顧客へ 労働者がより生産性 , の アクセ (経済学で の高 スを拡

造過程の改善などを事業として実現することを直接に阻害するものである。

での新規事業を直接に阻害する競業避止特約は、 の重要な要素であって経済発展の原動力でもある、 いう外部性 (externality)) が挙げられている。具体的には、 先進的な者がその新しいアイディア、より良いアイディア、 あらゆる知識の流れを阻害するものである。また、 競業避止特約は、 地域経済の中で、 イノベ しシ 同じ業種 製

## (2) 連邦および州の立法活動の動向

らに、カリフォルニア州、 (20) (21) ののみを有効とする内容の制定法を設けている州もある。 統的なコモンローの な契約としての有効要件だけでなく、①使用者の保護に値する利益、②その利益を推進するために期間 競業避止特約は、 (geography) 範囲 ルール内容である。もっとも、この①および②の要件充足性の具体的な判断や、(9) 契約の一種ではあるが、 (scope) において合理的に限定された競業制限であることが必要になる、というのが伝 ノースダコタ州、 (21) ブルーペンシルルールの是非など、コモンローの州の間でもルールに違いがある。 オクラホマ州のように、 前記11のような危険も伴うことから、 競業禁止特約は事業譲渡などに関連するも 有効になるためには、 契約 一般的 一般 さ

ある。 者の正当な利益を構成しうる。 を採択していることにより、 秘密は特に問題となる。営業秘密については、ほぼ全ての州が、 事業の購入、 モンローの下では、 しかし、 退職労働者が一 顧客関係に伴うグッドウィル 保護に値する使用者の正当な利益が重要な要件であるとされており、 中核的な正当な利益に関する共通の原則と定義を共有している。 般的な技能や経験を活用して使用者と競争することをも防止したいというのは使 また、重要な労働者の確保や労働者の教育訓練などを正当な利益としてい (goodwill) 市場における当該労働者の評判への投資なども使用 統一営業秘密法(Uniform Trade Secrets 営業秘密保 そのなかでも営業 る州

(state call to action)

る労働者に限らず、 このように競業避止特約の有効性は制限されている一方で、特約が、 広く活用されてしまっている実態もあることが判明しており、 高い職位にある労働者や高 競業避止特約に対する規 い報 酬 を得

用者

0)

願望にすぎず、

保護に値する利益とはならない

は、

大いに注目されているため、

連邦や州の議会でも立法に向けた活動や議論が進められてい

る

性の 性を制限する契約の不公正な使用を抑制するため、 効な条項の排除と使用者による有効な特約の作成の奨励、 者による労働者に対する競業避止特約の存在・ 約の禁止、 ホワイトハウスは州の立案担当者に対し、 となどを内容とする大統領令 連邦での動きとしては、例えば、二〇二一年七月九日、 (向上、 2 および❸無効な条項を定める特約を完全に無効とする「レッドペンシル法理」 雇 用受諾前および大幅な昇進前以外での競業避止特約の禁止、 を発出した。 (「アメリカ経済における競争の促進」) ❶低賃金労働者や正当な理由なく解雇された労働者などの競業禁止 内容・州法の周知の奨励などによる競業避止特約の透明性と公平 連邦取引委員会の規則制定権限の行使を検討するよう促すこ バイデン大統領 を内容とする を発出 たん 「競業禁止特約に関する州の が、 雇用継続を超える約因 競業禁止特約その他労働者 オバマ政権下でも、二〇一六年、 の採用などによる、 0) 提供、 措置要請 0) 流

(noncompetes) 退 る。 職 各州の動きとしては、二〇一八年から二〇二一年にかけ、 ただ、それらのほとんどが、 後 0) 競 業避止 に、 それぞれ焦点を当てたものだったと分析されている。 特約 ーに依拠する州が多いことも指摘されている。 (post-employment restrictions) 競業避止特約規制の包括的な改革よりも低賃金労働者が締結する特約に、また、 全般よりも競業その 八の 州 が で何らか その一方で、 の競業避止 ものを禁止す 競業避止特約の制限 特約法制を制定 る競業禁止 特 E

て依然としてコモンロ

(3)

統

法の

心要性

なる上、 約規制の分野に となっているという分析がある。そこで、統一法である本法は、伝統的に州法上の問題となっている競業避 競業避止特約の規制という分野では、競争を促進する改革が必要であるということが一つの政治的コンセンサス 競業避止特約にはアメリカにおける労働力の流動性を妨げ、経済全体の活力を低下させるという懸念も相俟って、 業避止特約に基づいて権利義務が発生するのかを知ることが難しくなっている。そして、前記⑴にもあるように、 くなっており、被用者個人にとっても、ますます流動化が進む中で予測可能性が必要であるにもかかわらず、 の使用者にとっても、 使用者側団体と被用者側団体は双方とも、 ほとんどの州法の下で結果の予測が困難であるという問題に直面している。これらの問題により、単 おいて連邦法上の規制を設けることなく、 全国的に事業を行っていれば、多くの法域にわたって一貫した方針を打ち出すことが難し 競業避止特約が有効となるかどうかが、 労働者および起業者 (entrepreneur) を支援し、 州によってそのルール が

#### 2 本法の要点

を促進する改革に向けた包括的アプローチを可能にするものである、と説明されている。

よび二つのアプローチ 特約の禁止 agreement)」を規制する、という適用範囲の広範さ、②一 四条によって類型化されているものを含む、 本法の要点についても、 (五条)、③事前通知などの手続的要件 および執行 (一六条(a)項) 同様に序論で述べられている。 (一六条(e) が、 項)、 本法における重要な要素となっている。 (5) |過度に広範な競業避止特約に対する書き直し (rewriting) 多様な「雇用における競業避止特約 (四条)、 部の特約類型を除く、 これによれば、 4州労働省 (state departments of labor) ①二条各号で定義され、 低賃金労働者に関する競業避止 (restrictive employment による制 の禁止

(A)

#### 総論的規定

## 定義規定(一条・二条)

本法では、まず、

に定められた様々な用語ないし概念の定義を、それぞれ定めている。

総論的な規定として、一条が本法

(厳密には本法を採択した州の法律)

の定義を、

二条が本法

条

(表題

二条

(定義

この
[法律] は、 統一 雇用競業避止特約法として引用される。

#### この「法律」において、 (1)

employment agreement) ゃらい。 「秘密保持特約 (confidentiality agreement)」とは、 次の内容の雇用における競業避止特約 (restrictive

労働者(worker)が情報を使用し、または開示することを禁止するものであって、かつ

- (B) 和解その他の紛争解決の条件になっていないもの
- (2) 「電子的(electronic)」とは、 電気的 (electrical) ~ 数字 的
- とをいう。 (wireless)、光学的 (optical)、電磁気的 (electromagnetic) その他の類似の特性を有する技術に関するこ (magnetic),

(digital),

磁

気的

- (3) る者をいう。 「使用者(employer)」とは、その者のために働く(work)労働者を雇用し (hire)、または労働者と契約す
- (4) (5)(customer) 競業禁止特約 取引禁止特約 のために働くことを禁止する雇用における競業避止特約をいう。 (noncompete agreement)」とは、労働者が使用者以外のために働くことを禁止する雇用に (no-business agreement)」 ムせ、 労働 者が、 使用者 0) 依 頼者 (client) または 顧

(6)おける競業避止特約をいう。この用語は、 「勧誘禁止特約(nonsolicitation agreement)」とは、労働者が使用者の依頼者または顧客を勧誘することを 取引禁止特約を含まない。

禁止する雇用における競業避止特約をいう。

- (7)ことを禁止する雇用における競業避止特約をいう。 「引抜禁止特約(no-recruit agreement)」とは、労働者が使用者のほかの労働者を雇用し、 または引き抜く
- (8) ことに対して不利な金銭的な結果を課すが、その労務を明示的には禁止しない雇用における競業避止特約を 競業に対する支払特約(payment-for-competition agreement)」とは、 労働者が使用者以外のために働く
- を含まない。 は、公法人、 「者(person)」とは、個人、 政府、 行政区画(governmental subdivision)、行政機関(agency)、機関(instrumentality) 財産 (estate) ´ 企業(business)、非営利団体その他の法人を指す。 この用語
- 「記録 (record)」とは、次の情報をいう。

(10)

(9)

- (A) 有形の媒体に刻まれたもの
- (11)(B) 雇用における競業避止特約」とは、 電子的その他の媒体に保存され、認識可能な形式で検索できるもの 使用者と労働者の間の契約または別の契約の一部であって、雇用関係
- をいう。この用語は、秘密保持特約、取引禁止特約、競業禁止特約、勧誘禁止特約、 ために働くことを禁止し(prohibits)、制限し(limit)、またはこれに条件を付する 対する支払特約および訓練費用返還特約(training-repayment agreement)を含む。 (work relationship)が終了した後もしくは事業譲渡(sale of a business)が完了した後に、使用者以外の (set a condition) もの 引抜禁止特約、
- 事業譲渡」とは、 (consolidation)、合併 名称の如何を問わないが、次のものに関する譲渡 (amalgamation) 組織変更(reorganization)その他の法律行為(transaction) (sale)、吸収合併 (merger)、

(12)

(C)

のであること

をいう。

- (A) 事業もしくは非営利団体の全部もしくは一部またはその資産の全部もしくは一部
- (B) 事業体または団体に対する実質的な所有権

(13)

「署名する (sign)」とは、

次の行為をすることをいう。

記録を認証し(authenticate)、

または承認する

(adopt)

現在の意思をもって、

- (A)
- 有形の記号を作成し (execute)、または採用すること
- (B) ·署名された特約(signed agreement)」とは、労働者と使用者が署名した雇用における競業避止特約をいう。 電子的な記号、 音声、過程を当該記録に添付し、または論理的に結合すること

(14)

(15)(A) ものをいう。 特別訓練 (special training)」とは、労働者が使用者以外のものから受ける指導その他の教育のうち、

次の

- 労働者の業務遂行能力を向上させるために設計されたもの
- (B) 他の労働者が通常受けるものでないもの

通常のオン・ザ・ジョブ・トレーニングとは異なり、

使用者の多額かつ特定可能な支出を必要とするも

酬 一定められた報酬率 (compensation) をいう。この用語は (stated rate of pay)」 とは、 使用者が支払うことに同意した、 年換算で計算された報

(16)

- (A) 賃金、 給料、専門職報酬その他の人的(personal)労務に対する報酬および現金以外のすべての報酬
- (B) (i) 次のものを含まない。 (remuneration) 医 療 **%給付、** の公正な市場価値を含む。 退職手当 (severance pay) 退職 給付 (retirement benefit) 費用償還

reimbursement,

(expense

#### (18)(17)避止特約をいう。 "訓練費用返還特約」とは、労働者が使用者の負担した訓練費用を返還することを求める雇用における競業 営業秘密」は、 (iii) (ii)쑵」は、[統一営業秘密法一条⑷号を引用]の意味をもつ。 チップ、賞与、手数料を含む予測はされるが不確定な報酬 人的労務に対する報酬でない収入および利益の分配

- 「働く(work)」とは、労務を提供すること(providing service)をいう。
- 「労働者(worker)」とは、使用者のために働く個人をいう。この用語は、

(20)(19)

- (A) 依頼者または顧客に労務を提供する被用者(employee)、独立契約者 企業または非営利団体を通じて労務を提供する個人を含む。 スターン、インターン、ボランティア、実習生(apprentice)、個人事業主 (independent contractor)、エク (sole proprietor)、および、
- (B) である個人は含まない。 使用者のために付随的 (incidental)に労務を提供しているとしても、 使用者との関係が次のもののみ
- (i) 取締役会その他の運営委員会または諮問委員会の構成員
- (ii)その職権に基づいて企業または非営利団体の権能が行使される個人
- (iii) 投資家
- (iv) 商品の売主

(1)

特約当事者の定義

一条に関する本法の注釈 (comment) 特約の当事者につき、 20号で定められている通り、 から、 同条の趣旨や適用のあり方について次のように整理できる。 「労働者(worker)」は、 広い意味を持つ概念として

競業避止特約を締結した労務提供者が被用者(employee)なのか、それとも独立契約

設計されている。これは、

にも、 の政策目 営業秘密や顧 者なの か、 被用者」 |標は、 概念に独立契約者なども包摂することとした。 という多くの議論を巻き起こしている論点を提起させないようにするためである。 客関係の保護、 被用者にかぎらず、 概念を広範囲にわたるように再構築するような規定ぶりも採用されなかった。 訓練の奨励という利益と、 ほかの労務提供者にとっても重要であることから、 流動性や競争の促進という利益の調整にあるところ、 本法は適用範囲を広げ 混乱を避 本法の目的 けるため は

労働者」

partner) だけでなく、「労働者」 らないが、労務を提供する組合員が雇用関係終了後に他の場所で働くことを制限する契約は、 う組合員は、 供しない社外取締役は、 構成員としてではなく、 得するためにその規制権限行使を歪めさせないようにするため、 外する 営利団体も含まれうる いともいえるが、 この の競業避止特約については、 そして、労働者に当たるためには、労務を提供していることが必要であるため、 「労働者」 (同号後段) は、 その限りにおいて労働者である。 労働者ではなく、 概念と対応する形で、二条⑶号にいう「使用者」には、「労働者」である被用者を雇用する者 CEOや被用者とは異なり、 形で含まれておらず、 である独立契約者や個人事業主と契約する者も含まれる。また、 (二条9号前段) 会社に労務を提供する者として、労働者に該当しうる。 労働者には当たらない (二条回号B)。 事業を支配し統治する者である。 本法で規制しないほうが適切だと考えられた。組合員たる組合員 が、 公務員 転職を規制する目的 このように、 会社を統治する法的責任を負っている。 (特に規制権限を有する機関の公務員) 組合員間の内部的な管理契約は、 取締役は、会社に労務を提供する労働者にまだ近 の違いから、 契約ではなく法律によって制限されることにな 他方、 組合を通じて顧客へ 公共部門の使用者は 他方で、 会社のCEO 0) したがって、 本法の名宛人には、 転 企業に対して労務を提 職 、の労務 は、 本法 本法の対象となる。 ば、 後の雇用を獲 0 者 (partner 取 対象には 0 取 提 締役退 締 か 供 役会 さら除 b 0)

る。

法は、

(2) 次に、 各特約の定義 本法の規制対象として、「雇用における競業避止特約」の定義(二条⑴号)およびその七つの類型の定

のみを制限する勧誘禁止特約や秘密保持特約などについては規制対象から除外しているところもあるなかで、 義も定めている。 様々な類型の特約に固有の規制を及ぼしている(八条ないし一四条)。 州によっては、 競業それ自体を禁止する競業禁止特約のみを規制対象とし、特定の行為や活 本 動

法に抵触する可能性はある。 用者と労働者との間の特約に当たらず、 意する内容のものであり、二条⑺号にいう引抜禁止特約(no-recruit agreement)とは異なり、 またはこれに条件を付する内容の、③使用者と労働者との間の契約であること、という三つの要素から構成され ③に関連し、 用における競業避止特約は、 引抜禁止特約 (no-poach agreement)は、二者の使用者が相互の労働者を雇用しないことを合 ①雇用関係の終了後に関し、②使用者以外のために働くことを禁止し、 規制対象からは外れている。そのような特約は、 連邦や州の反トラスト 本法が規制する使 制 限

いことを競業禁止特約の有効要件としている(八条⑵号)こととの関係で、 および(5)号)。 あると考えられている。本法によれば、競業禁止特約は、 競業禁止特約 (competition) を超える特約も包摂する趣旨で競争概念を定義には含めないこととした。 労働者が使用者以外のために働くことを禁止する特約 なお、 (二条(5)号) は、 概念を含める(すなわち、 本法では、 一部の州法のように競業禁止特約の定義に「競合する 雇用における競業避止特約のなかでも労働者にとって最も制限的 競業禁止特約の定義を限定する)のではなく、 広く、 雇用関係が終了した後または事業譲渡が完了し (取引禁止特約を除く。) のことをいう 本法の適用対象としては (competitive) \( \) 「現実の競争」 な特約 「現実の競 (二条(11) などの競 を超えな 躛

勧誘禁止特約

(二条(6号)が、

退職労働者が使用者の依頼者や顧客に対して取引を求めることを禁止するも

52

たためである。

引禁止 題であることから、 1 く(recruit)」の概念を定義していない理由は、 類似する。ただ、その二つの類型のような区別はない(一二条)。また、 であるのに対 .ワーキング・ たのかに関係なく、 (二条7)号)は、 特約 のほうが強度なものであるため、 Ļ サー 取 制定法で定義することにはなじまず、 ビスを通じて報告したりしたなど、 引禁止特約 使用者の顧客ではなく、 その取引をすること自体を禁止する、 (二条(4)号) は、 本法による規制も両者を区別している(一〇条、 同僚労働者という違いがあるが、 例えば転職することについて挨拶をしたり、 退職労働者が勧誘したの 勧誘に該当するかどうかは、 裁判所での判断に委ねることが最善であると考えられ という違いがある。 本法が いか、 依頼者や顧客の 一勧誘する 勧誘禁止特約や取引禁止特約 競業に対する制限としては、 事実関係をめぐる微 ソーシャル ほうから取引を求 ゃ 引抜 引き抜 妙な問 ネ 取 ッ

する」 標が作用するためである。 本法から除外されている 密保持特約 (二条1)号) 特約として、 雇用における競業避止特約の一類型をなしてい (同 は、 号 (B) 「雇用関係が終了した後……に、 理由は、 そのような特約は、 あくまで紛争の解決を目指すという別の 使用者以外のために働くこと…… . る。 和解などの条件として締結され 条件 た特約 政 を付

権することを内容とする特約は、 が失った収入を使用者に対して支払う特約が挙げられている。 本法の対象ではない (三条(f)項)。 しかし、 雇用終了前に発生した報酬を労働者が失

競業に対する支払特約

(二条(8)号)

としては、

退職労働者が、

顧

客であった者と取引することによって使用

の費用を返還する特約などが挙げられている。 訓 練費用返還特約 労働者が学位を取得するための授業料を使用者が支払うが、 (二条/18)号) は、 労働者が退職した場合に訓練費用を返還することを内容とする特約である。 労働者が退職するかどうかに関係なく返還を要求する特約は、 退職して競合他社に転職した場合に、 雇 そ

用関係終了後

一の労働を禁止もしくは制限し、

またはこれに条件を設定するものではないという点で、

特別 例として大学や外部の研修所における授業料が挙げられている。 (C) という要件により、 であることを要求するものである。4「使用者の多額かつ特定可能な支出を必要とするものであること」 の費用の返還を正当化するために、 のである。 か 労働者が退職した場合の返還義務が生じ得ない一般的なOJTと区別するための概念である(一四条参照)。 る効果があるため、これに条件を設定するものである、 職後に仕事をしなくても、 あるため、 練費用の返還を義務づけるという形で、「使用者以外のために働くこと……に条件を付する」(二条⑴号)もの となる雇用における競業避止特約には当たらない。これに対し、退職しないことを返還の条件とする特約は 0 「者が通常受けるものでな」く、 類型の 訓練の要件のうち、❶「使用者以外のものから受ける」訓練であること(二条⑸号柱書)、 本法の規制対象である雇用における競業避止特約に当たる。この点につき、 8 |雇用における競業避止特約によって保護するに値する水準に達しない一般的訓練と区別するため 「労働者の業務遂行能力を向上させるため」の訓練であること 漠然とした 退職それ自体によって発生するが、労働者が使用者以外のところで働くことを抑 選抜された労働者のみが受ける訓練であること(同号®)、 当該訓練が他の使用者との関係でも通用する付加価値を労働者に与えるも (vague) 訓練 が特別訓練から排除されている。この要件を充足するもの とも述べられている。また、二条四号にいう特別訓練 (同号A)という要件は、 返還義務は、 の二点は、 および2 労働者が退 特別 「他の労 いず (同 ح 訓 練 す で

雇用における競業避止特約に該当し、 いていた時に使用または取得された場合、 二条各号および八条ないし一 した場 資 使用者に一〇〇〇ドルを支払う特約、 四条が列挙する類型に当たらない特約であっても、 本法の規制が及びうる。 使用者に報告する(または違約金を支払う) (b)被用者は、 そのような例として、 次の仕事で使用する情報が 二条川号の定義に該当す (a) 被用者は、 特約、 (c) 被用者は、 使用 使用者 の許 0) 下 ń

使

本法

0)

対

用者の許可なく退職した場合、 雇用地から少なくとも二〇〇マイル離 れた場所に定住地を移転する (または 違

金を支払う)

特約が挙げられてい

る

五条①号に基づき、 していなければならず、 報酬がその州 の予測可能性を高めることを目的としている。 定められた報酬率 の平均年間賃金の基準を充足するかどうかを知ることができる。そのため、 競業避止特約は禁止され、 (二条低号) 例えば、純売上高の二○%の歩合給で支払われる場合、 は、 五条(1)号の下で、 この概念により、 無効となる。 特約締結時点における当該特約 他方、 当事者は、労働者が働き始める前に、 歩合給に充当される最低報酬が保障されてい 年間報酬が確定していないため、 の有効 年間報酬 性に関する当 0 金 労働者 額は確定 事

#### 2 適用範囲(三条

る場合、その労働者の年間報酬は確定していることになる。

三条は、 目 的 を異にする他の法令との関係や、 既存のコモンローとの関係など、 本法の適用範囲につい

#### ている。

- 三条(適用範囲)
- (a) この る場合、この [法律] は、 [法律] 雇用における競業避止特約に適用される。 は、 当該契約のほかの部分に影響を及ぼすものではない。 雇用における競業避止特約が、 ほ かの契約の 部であ
- (c) (b) この この 律]と整合するコモンロ [法律] は、 は、 雇用における競業避止特約に適用される範囲においてのみ、 [この法律と矛盾しない雇用における競業避止特約を規制する州のほかの制定法や規則を引用 一の原則 (principles of law) およびエクイティ (equity) コモンローに優先するが、この に影響を及ぼすものでは 法

に影響を及ぼすものではない。

- (d) この は、 特許権、 著作権、 営業秘密その他の類似の権利の移転、 完成、 実現のみを行う契約に影響を及ぼ
- (e) obligation)に影響を及ぼすものではない。 もっぱら事業体に対する既存の所有持分の結果として発生する競業避止義務 (noncompetition
- (f) 酬を雇用関係が終了した後に失権する(forfeit)ことを求める契約に影響を及ぼすものではない。 [法律] は、労働者が、 雇用関係が終了する前に発生した権利である休暇 (vacation) や退職給付を含め、

用契約自体に含まれている場合をも想定し、本法の規制が雇用契約の他の部分には影響を及ぼさないことを規定 三条(a) 項は、 三条に関する本法の注釈から、(34) 雇用における競業避止特約が、 同条の趣旨や適用のあり方について次のように整理できる。 雇用契約から独立した契約として締結された場合だけでなく、

してい。 る。 35 明確化にあたり、 (narrowly tailored) ことを競業禁止特約の要件とする八条②号が挙げられている。 (b)項前段により、 ことが指摘されていることから、 しかし、これが当然には禁止されておらず、その明確性の欠如が労働者の流動性に対する萎縮効果を生んでいる 止特約は、 して、低賃金労働者との間の競業避止特約を禁止する五条⑴号が挙げられている。低賃金労働者との間 これに明白な変更を加える規定と、②これを基礎に、成文化し、明確化する規定がある。 三条り項の前段に関し、本法には、「雇用における競業避止特約に適用される」コモンローの法理につき、 コモンローの下でも、 要件とされる限定の内容を、多くの州にあるような「合理的な コモンローに優先する。次に、②の規定の例として、競業禁止の内容が厳格に限定されている 同条が定められている。 実際上は、 使用者の正当な利益に欠けることを理由に無効となることが多い。 同条のようにコモンローに変更を加える規定は、三条 (reasonable)」ではなく、「厳 本法は、 まず、 同条による成文化 ①の規定の の競業避 1

囲で、 格な 件充足性 (narrow)」と定めることとした。 本法の の判断 要件充足性の解釈に当たって裁判所に対して説得力はもちうることは、 に関する本法施行前の判例は、 三条(b) 項前段により、 施行後には拘束力をもつものではなくなるが、 競業禁止 0) 範 囲 が 厳格に限定され 同項も否定してい 本法と一 ているとい 致する う

判地選択に関する州の基本的な法理を変更するものではない(一七条の注釈も参照 たは裁判 される抗弁は、 る。 したがっ 方、三条(b) 1地選 て、 択 条項 この法律の影響を受けない。さらに、 項の後段は、 詐欺 ર્ધ (fraud) 雇用における競業避止特約に適用されるものに限られており、 本法が一般的な契約法や不法行為に取って代わるものでないことを明らかにして 強迫 (duress) 非良心性 一七条によって規制されている契約上の (unconscionability) といっ (後記伍))。 た 本法は、 般的 準 な契約 準 拠法選択条項 拠法選択や 訴訟に .適

定法や規則を引用」」 することが求められている が想定されてい 止する倫 立後にも効力があるのかを宣言することが求められる。 ており、 **条**(c) 理 項では、 他の特定の職種に関する制定法については維持することもできる。 規 崱 る。 や 各州におい K の部分)。 これらは、 多くの州にある医師や放送事業者の労働者など特定の職種 おい て、 また、 (同条(c) て、 州 本法と両立しうるため、 は、 雇 既存 項の 用における競業避止特約を規制する制定法や規 雇用における競業避止特約に対して規制を上乗せする制定法や規則 の制定法による規制が本法の 「[この法律と矛盾しない雇用における競業避止特約を規制する州 各州は、 具体的には、 特に弁護士の倫理規則を維持することが期待さ 規制よりも緩やかである場合は、 全ての州にある弁護士の の競業禁止 そのため、 魺 のうち、 特約 三条の立法上 を規 競業禁止 LJ. ず 制 n する制 が 0 それ 本 ほ を引用 0) 治を禁 か 5 定 注 0 0) 成

57

労働者がその発明を使用することができないという

用

に譲渡するホールド

1

バ

1

(holdover)

両立しえない

ため、

既存の制定法の改正や廃止を検討する必要がある(三二条)。

的

財

産権に

0

14

て、

労働 ォ

者が、

雇用

期間

中およびその後 契約などは、

0

定期間に行わ

れた全ての

発明

関

利を

は 業秘密の実現とは、侵害しないことである。)ため、本法の対象とはならない。しかし、営業秘密よりも広く秘密情 業秘密を侵害しないことに同意する契約は、「営業秘密……の……実現のみを行う契約」(三条⑴項) オーバー であり、 な特約を本法の規制対象にしないことを定めている。特許法、 (confidential information)を対象とすることを目的とする契約は、 使用 使用者以外のために働くこと……に条件を付する」特約である(二条⑴号)が、 複雑である上、競業避止特約を規制する本法の目的とは異なる問題を提起するものである。 契約の主な機能は、 者の正当な事業上の利益を保護しながら労働者による競争をも促進することであるのに対し、 特許権や著作権、ライセンス権を割り当てることである。また、労働者が特定の営 著作権法その他の関連法は、 雇用における競業避止特約の定義に該当す 三条(d) 州よりも連邦が主体 項は、 本法 である その ホ 0 よう i Ħ **(**営 ド 的

の間 くことを禁止または制限する契約は、本法の対象となる。 止 の配分を定めた組合契約は、本法の対象外となるが、 義務には影響を及ぼすものではない。したがって、 三条(e) 項は、 の区別を定めたものである。本法は、 二条20号による労働者の定義を受け、組合員たる組合員と労働者として労務を提供する組 組合員その他の投資家の事業体に対する支配権のみから生じる競業避 組合関係にある間または組合関係終了後の組 労務を提供した組合員が雇用関係終了後に他の場所で働 合員間 合員と

る場合は、営業秘密の実現のみの規律を超えるため、本法の対象となる。

働者が依 勧誘禁止特約や競業禁止特約に相当する機能をもちうるため、本法の規制の対象になっている。 係終了後に得た報酬の支払い 三条ぼ項は、 ;止する効果をもっている。 頼者であった者からの支払い額の二倍を支払うという特約は、 競業に対する支払特約の定義 (二条8号) および規制 (pay) しかし、 返還 賃金、 (reimburse) または吐出し (disgorge) 休暇、 退職金など、 前使用者の下で働いている間に労働者に発生 (一三条) と関連する規定である。 当該労働者がその依頼者を勧誘すること に労働者が同意した特約は 例えば、 退職労 用

Retirement Income Security Act) した給付を失権する特約は、 州 賃 金お よび労 分働時 本法の規制対象ではない。 間に関する法 競業禁止特約に関する職業倫理規則など、 律、 エ リサ これらの特約に対する規制 法 (被用者退職 他の 所得給付 適用可能な法に委ねられる は 保障法。 利 益 0) ERISA: Employee バランスが異なる

#### 三 特約の要件

ても、 件に加えて、その特約類型について定められている要件を充足しなければならない。 それぞれの特約類型に応じた要件も定められている。これらの類型に該当する特約は、 じめとする手続的要件などを定めている 条5号)であれば、 ける競業避止特約に該当するすべての特約に共通して及ぶものである。これに加えて、 を広く防止するために報酬要件を定めている る (六条)。そして、 競業避止特約の有効性判断のために広く活用されている (七条)。以上の規制は、 雇用における競業避止特約の有効性を制限するために様々な要件を定めている。まず、 四条ないし七条、および八条の要件をすべて満たさなければならない。 合理性要件による規制も定められている。これは、 (四条)。 (五条)。また、 次に、実体的要件として、 退職理由および解雇理由に関する規制 コモンローに 低賃金労働者による競 例えば、 四条ないし七条までの要 八条ないし一四 本法における雇用にお おいても制 競業禁止特約 通知要件をは も置 定法に 業避止 条には、 か n お

れば、 理由として訴えられることがないことを意味する。本法が、各要件を充足しない不適切な特約を無効にするだけ 者その他の本法の読者に対し、周知するとともに、たとえ雇用における競業避止特約が無効であるとしても、こ でなく、「禁止」していることを宣言する理由は、 これらの要件を充足しない特約は、「禁止され(prohibited)、 本法において、「無効」とは、 影響を受ける労働者は、 特約が不適切であって禁止されていることを、 当該特約を無視する(ignore)ことができ、 無効(unenforceable)」となる。 本法の注釈によ 使用者、 違反を

でよく知られているはずのカリフォルニア州においてさえも、 れに内在している萎縮効果を除去するためである。その背景には、競業避止特約が全面的に禁止されていること 労働者の二〇%近くあって、少なくないという実態がある。また、要件を充足しない特約には、一六条e)項 労働者と使用者との間で特約が締結されている例

に基づく制裁金(penalties)が科される場合もある。

以下では、これらの要件による本法の規制についてみていくこととする。

## 全特約類型に共通する要件(四条~七条)

(Notice Requirements)」について定めている。 条から、 雇用における競業避止特約の本法に基づく有効要件が規定されており、

同条は、「通知要件

几

条

(1)

通知要件による規制

(a) (e) (通知要件 **、項に規定されている場合を除き、雇用における競業避止特約は、** 禁止され、 無効である。 ただし、 次のいずれに

も該当する場合はこのかぎりでない。

使用者が、

次の各号の者に対して各号所定の日までに、

記録において特約申込みの写しを提供していること

(A) 用を開始する日のいずれかの早い日の少なくとも一四日前まで ⑤項に従い、労働者になろうとしている者 (prospective worker) に対し、 雇用を受諾する日または雇

(B) その職務もしくは職責の変更を受諾する日のいずれか早い日の少なくとも一四日前まで .が大幅に増額される労働者である者(current worker)に対し、 報酬が大幅に増額される日または

(C) 既に権利を有している価値のあるものに加えて約因 (departing worker) に対し、特約への署名が求められる日の少なくとも一四日前まで (consideration) を与えられ、 雇用が終了する労働

(c)

(d)

(b) (5) (4)(3)れた特約の写しを労働者に速やかに提供していること 当該特約が記録において労働者と使用者とにより独立して 特約申込みおよび署名された特約が、 も合理的かつ誠実であり、 対して追加の写しを提供していること。 c)項に従い、 労働活動 労働者が記録において当該特約の追加の写しを請求してから一 (work activity) かつ、労働者がその遅延によって不利益が生じない場合は、 の種類または競業の範囲を明確に規定していること 当該特約の雇用関係終了後に禁止し、 ただし、 (separately) 署名されており、 制限 四日以内に、 į または条件を付する情 使用者が労働者に 使用者が署名さ

(2)

使用者

が、

(1)号に基づいて提供された特約申込みの写しとともに、

(d)

項に基づき、

[州労働省]

が

定めると

記録において個別の通知

当該労働者が希望する言語がある場合にはその言語で、

ころにより、

を提供していること

- 記述しなければならない。 働者に通知し、 使用者は、 用契約全体を取り消す(rescind)ことができる 労働者は、 (waive)ことができる。 州労働省 項および第五条ないし第 暦年中に特約の追加の写しを複数回、 は、 雇用を開始する前に署名された特約を受け取る場合、 禁止される特約を締結した使用者に対する制裁金(penalties)をこの[法律] 使用者が、 労働者がこの要件を免除した場合、 [州労働省] 一四条の要件を含むこの (a) 項(2) 号に基づき、 は、 公的にアクセスできるウェブサイトその他の適切な方法で、使用者が 提供しなければならない通知を定めるものとする。 (a) 項(5) 号に基づき、 [法律] による要件を、 使用者がその請求から一四日以内に写しを提供できなくて 労働者は、 (a) 項(1) 号(A) に基づく一四 提供する必要はない 特約を受け取ってから一 平均的な読み手が理解できる文言で労 が定めていることを 日前要件を免除する このかぎりでない。 四日以内に、 この通知は、
- (2)0 労働力の相当の部分で使用される英語以外の言語にこの通知を翻訳すること

雇用における競業避止特約の種類ごとに個別の通知を作成すること

通知を入手できるようにしなければならない。

[州労働省]は、次のことを行うことができる

(1)

61

(e) 本条は、 労働者が実質的な所有者であり、 譲渡に同意している事業の譲渡に関連する雇用における競業避止

(i) 本法における位置づけ

をもつために必要な約因 る規定として競業避止特約の手続的要件についての定めが中心ではあるが、競業避止特約が契約としての拘束力 付に関する労働者の請求権 後記(ii)、 四条による規制の具体的な内容は多岐にわたっており、 通知すべき内容 (@項①号B・C) や特約の要式性についても定めている点で、必ずしも純然たる手続 (a) 項(2) 号·(3) 号、 (a) 項(5) 号、 (c) 項。 (d) 項。 後記(ツ) について定めている。また、 後記!!!)、 同条は、 特約の要式性 通知期間および約因の内容 (a)項(4)号。後記(iv)、 同条は、「通知要件」  $\widehat{(a)}$ 特約の写しの交 項 (1) 号、 に関 (b)

ため、本法において最も重要な規定の一つとして位置づけられている。 的要件を充足する特約であったとしても、 要件による手続的規制は、 同条に関する本法の注釈から、(39) コモンローによる競業避止特約の制限を超える規制であるとともに、 同条の趣旨や適用のあり方について以下のように整理できる。 手続の不履践により、 禁止され、 無効なものとなる まず、 五条以下の (四条a)項柱 この 通 知

規定ではないともいえる。

ii 特約締結時期と通知期間および約因の内容

選択肢がほとんどなくなる にあるが、 受けた労働者は、 本法において通知要件を定めることの必要性は、近年の実証研究から説明されている。 競業避止 通知を受けなかった労働者は見返りの利益が得られない傾向にある。これは、 特約に関するメリットを評価することはできず、 競業避止特約を締結していない労働者と比べてより高額な賃金とより多くの訓練を受け (退職は、 雇用申込みを断るよりもはるかに大きな費用がかかるし、 働き始めてから競業避止特約を知った労働 労働者が、 すなわち、 報酬その他の条項を再 事前 自身の る傾 通知 者には 知

く機能するため 交渉することは、 の重要な要素であると分析されている。 非現実的であることが通常である。)ことによるものである。 このように、 通知 は労働 市場 がう

定めてい の前 な雇 その後に労働者が実際の特約を検討するための三日 労働者が当初よりそのようなアクセスをもっていたが、 して営業秘密や顧客関係 必要となるかどうかを理解し、 基準時にしなかった理 供することを定めてい 0) チ みを受諾する時点までに、 その通知期 せるために、 几 そのため、 **条**(a) に労働者がその雇用を受諾することも少なくないためである。 マサチューセッツ州法) 用申込みか、 項(1) かの る 間 | | 号 | B | は、 このような労働者との間で競業避止特約を締結する場面としては、その労働者が昇進などの結果と 早い日の少なくとも一四日前までに、 通知期間をどのように定めるかが重要になる。 雇用 -ン州法)、 および検討期間) 労働開始の一〇日前か、 関係に入って労働者になろうとしている者 一曲は、 既に雇用関係に入っている在職中の労働者との間で競業避止特約を締結する場合につい る。 雇用申込みの時点までに、 へ の 競業避止特約の条件を開示することで足りるというアプローチ(ニューハンプシャ 通知期間を定めるに当たって、「正式な雇用申込み などがある。 アクセスを得るに至ったために競業避止特約の締結が必要になっ 雇用申込みが正式なものであるかどうかが不明確な場合もあり、 交渉の余地のある重要な機会は、 に関し、 本法の四条(a)項(1)号(A)は、 いくつかのアプロー いずれか早い日までに特約の写しを被用者に開示するというアプ 労働者になろうとしている者に対して特約申込みの写しを提 間 使用者が競業避止特約を要求することを開示するとともに、 の検討期間を設けるというアプローチ(メイン州法)、正式 何らかの理由で競業避止特約を雇用開始時に締結しな 競業避止特約に関する通知を要件とする州法には チがある。 回 雇用を受諾する前であると考えられたのであ 条(a)項(1)号(A) 労働者にとって雇用における競業避止特約 雇用を受諾する日または雇用を開始する 労働を開始するか、 (formal offer of employment) 」 & については、 被用者が雇用申込 通 正式な雇用申込み たケースと、 知要件を機 その Ū 能

在職中の労働者との関係では、

ようにするために、 かったケースが想定されている。 十分な通知を行わせることが同号の政策目標であると考えられている いずれについても、 当事者が適切な約因を伴う新たな特約について交渉できる

通知期間の長さよりも適切な約因とは何かが特に問題となる。一

部 0

州

0)

コ Ŧ

報酬 討されるべき事実関係の ないが、どのような種類の、どの程度の追加的約因が適切であるかは、 明確になるという問題が指摘されている。そして、制定法において「追加的約因」を定義することも不可 異なり、 キー州、ニューヨーク州)。ただ、このような雇用継続を超える追加的約因は、(48) (49)(50) ではなく、実際に相当の期間労働者の雇用を継続することまでを要求するところがある(イリノイ州、 十分な約因とするというものである。このアプローチを採用する州には、 括的な文言が用いられている。これに対し、ほとんどの州で採用される伝統的なルールは、労働者の雇 ントン州法)、「雇用継続とは別の公正かつ合理的な(fair and reasonable)約因」(マサチューセッツ州法)などの概(④) 者に対して競業避止特約を新たに締結することが認められている。 ンローや制定法では、使用者が雇用継続に加えて約因を与えるかぎりにおいて、 プローチを採用する州では、「十分な(adequate)約因」(アラバマ州法)、「独立の(independent)約因」(ワシ(4) の増額 制定法があったとしてもその文言の曖昧さから、使用者にはどのようなことが求められているのかが 福利厚生の追加、 問題であると考えられ、定義は置かれなかった。 訓練の追加または一時金の支払いなど様々なものが挙げられている。このような 雇用継続を超える追加的約因として、 問題となっている職務の状況によって検 使用者が単に雇用継続を約束するだけ 上記の通り、 同じ職務を続ける在職中の労働 州によりその解釈 用継続 ケンタッ 昇進

の職務または職責の変更を受諾する日か、

ことを要求することとした。

四 条 (a)

項⑴号Bに基づき、 W

ずれか早い

日の一 使用者は、

四日前までに、 在職中

競業避止特約の

通知を行わなけ

そこで、本法では、

競業避止特約が有効になるために、

使用者が在職中の労働者に報酬

の大幅な増額を与える

の労働者の報酬

が増

額される

ばならない。 また、 職務などに大きな変更がない場合は、 その報酬増 額 0 四 日前までに通知しなけ 'n ば ならな

る前に選択肢を熟慮するため 署名を求められ 四 [条 (a) 項 競業避止特約が退職給付の一部をなしていることが通常である。 (1)| | 号(C)は、 る日 0) 労働者が使用者を退職する直前に、 四 日前までの通知を要求している。このことの目的は、 の期間を確保することにある。 競業避止特約について交渉する状況を対象とし 同号は、 退職する労働者が特約に署名す 約因と、 労働者が特約へ てい

れは、 0) の利益は守られるため、 合 競業避止特約の条件を検討し、 たいと考えているような場面を想定している。その一方で、この免除による特約の濫用を防止するため、 アクセスを付与することが期待されている。 四 (b) 競業避止特約によっては顧客や営業秘密を守ることができないが、 公的な緊急事態 項は、 雇用 開始後一 労働者の流動性を高めるために、 (public emergency) または労働者の個人的な事情により、 その限度で使用者は、 四日間は、 不適切かどうかを判断する準試用期間 有効な競業避止特約の対象になることなく雇用関係を終了させる権利を認め、 同項は、 同項に基づく撤回期間中も、 労働者が 通知期間の免除を認めることにより、 四 日 蕳 0) 通 (quasi-trial period) を与えている。 営業秘密法など他の法律によってそれ 知要件を免除できるようにしてい 躊躇することなく顧客や営業秘密 労働者が一刻も早く働き始 労働者の流動性 本法は、 る。

#### iii 通知の内容

(1)

まず、

雇用における競業避止特約の濫用可能性の抑止を調和的に促進することを図った規定である。

個別 使用者に義務づけられ 0 競業避止 特約につ į, てい 7 個別に調整された る通知には、 ①本法の要件に関する一 (bespoke) 通知 同 般的な通知 条(a)項(3)号) の二種類である (同条(a) 項(2)号·(d) 項)、 および2

四条(3)項(2)号および(d)項に基づく本法の要件に関する一般的な通知は、

使用者が申し込んでいる個

働者に通知する必要はない

別 業避止特約の類型ごとに異なる通知を定めることができる。 る本法の要件との両方を知ることができるようになる。 0 その州の機関が競業禁止特約に合わせた通知を定めていれば、 特約に関する通知に添付されるため、 労働者は、 使用者が求めている個別の特約の内容と、 同条(d)項(1)号に基づき、 例えば、 他の特約類型に関する本法の要件について労 使用者が競業禁止特約のみを求めてい 州労働省などの州の機関 その 特約に関 、る場 競

要件を周知するという政策目標をより効果的に達成しようとしている。 的確に要約した公的書式を同時に交付することを使用者に義務づけることにより、 しない者がいないとも限らない。そこで、本法は、競業避止特約を申し込む個々の労働者に対し、 はないことに加え、 労働に関連する他の掲示物が通常閲覧できる場所に競業避止特約法の要約も併せて掲示することを使用者に義務 する情報を労働者にとって有用である時点で周知させる、という政策目標のために定められている。 がある。すなわち、競業避止特約は、 通知要件を課すこととしている。この背景には、 本法の通知要件は、 というバージニア州法に見られるような規制では、この目標が達成できないため、これを超えて本法 署名を求められた労働者のなかに掲示を読まない者や、 労働者が競業避止特約について十分に交渉できるようにするべく、本法に基づく要件に関 他の雇用関連事項と異なり、すべての労働者が署名を求められるもの 雇用における競業避止特約と他の雇用に関連する事柄との違 特約締結前に掲示の存 影響を受ける労働者に本法 本法の要件を 在に気づきも したがって、

别 わなければならない点を除けば、 具体的に 書式を用意したり、 項は、 は、 州の 州 機関が作成すべき通知の記載事項および記載方法を定めてい の機関は、 被用者や独立契約者など就労形態ごとに別々の書式を用意したりすれば、 何種 州の機関は書式の作成に関して広い裁量を認めることにしている。 類の書式を用意すべきかを検討することになる。 る。 競業避 もっとも、 止 特約 同 0 項 この それぞれ の定 めに

くとも年に一 う懸念も指摘されている。 書式をより短く、 不必要な繰り返しや混乱が生じる可能性があり、 回 は更新する必要がある。 より 正 一確に記載することができる、 また、 州 の年 本法四条の注釈には、 間平均賃金の変動 ということを示唆している。 複数の書式を交付される労働者が圧倒されてしまう、 や関連する法令の改正を反映するため、 競業禁止特約の書式と勧誘禁止特約 しかし他方で、 書式は、 書式が増えれ の書式のサ とい

プルも掲載され

てい

る

定の 同条により、 うな影響を与えるかを十分に評価し、 類を規定しなければならない。この特定性により、 特定が不十分であることを意味する。 が秘密保持特約 限する内 動 0 (2) 種 間について特定の地理的 類 四 .容を明 条(a) (例えば、 項 使用者は、 の対象になる」という定めや、 確に規定しなければならない。 (3) 号は、 当該労働者が相当期間にわたって直接に働いたことのある顧客)、 秘密とみなされる情報 申し込まれた競業避止特約の個別に調整された特定性を使用者に要求する規定である。 |地域における一般歯科でない口腔外科| 使用者は、 情報を十分に提供された上で特約に署名するかどうかを決定することが 「競業禁止特約の下で労働者は 同号の「明確に規定している」という要件は、 労働者が雇用終了後に直面しうる情報や競業制限 (例えば、 労働者は、 営業秘密と主張される情報)、 雇用における競業避止特約が将来の など、 当該特約が雇用関係終了後に禁止 『競業できない』」という定めでは、 または競争の範囲 制 限 の対象となる労働活 単に 職業にどの の具体的な種 『事業情報 (例えば、

特約 雇 が書 用における競業避止 面化されていることを要求する制定法を定める州もあり、 **三特約の要式性については、** コモンローによる法域が口頭での特約を認めている 州によってルー

きるようになる。

(iv)

約の

要式性および

独立

性

な州際的な不一致は、

労働者と使用者との双方にとって予測可能性を失わせるものであることから、

ル

が異なっ

てい

る

几

[条 (a) このよう のに対し、

項 (4)

発的に、 (特に前段) が定められている。この要式性も手続的要件の一環として、 かつ知識をもって特約を締結できるようにすることを促進することが期待されている。 通知要件とあいまって、 労働者が自

「独立して署名され」の要件は、特約が、雇用契約から独立して締結されたものでなく、

するか否かに関係なく、独立した雇用における競業避止特約に署名しなければならないことから、 れている場合を想定した規制である。この場合において、労働者と使用者とは、特約を含む雇用契約自体に署名 競業避止条項

## v 特約の写しの交付請求権

に対する注意を喚起するのに資する。

号に従って特約 害を回避する趣旨から、特約の写しの提供を求める請求権を労働者に認めている。もっとも、同号に基づく請 年間に一回までと制限されている。四条⑷項⑸号本文の効果として、本法二〇条の注釈からすると、 の回数は、 後の競業制限の内容や転職の可否を判断することができないことがありうる。 されていたとしても、 長期にわたって雇用されている被用者は、 労働者からの頻繁な要求に応じることによる使用者の負担を最小限にするため、 四条国項⑤号ただし書の趣旨は、使用者においても同様に特約の写しを見つけることができない の写しを提供しない場合、 見つけ出すことができないことが少なくなく、その結果、 有効だった特約も無効となると解される(後記穴1も参照 一〇年前や二〇年前に署名した雇用における競業避止特約が、 四条(3項(5)号本文は、こうした弊 転職しようとしても、 四条で頭により、 使用者が 雇用終了

とから、誠意をもって特約を見つけようとしており、かつ、労働者においてもその遅延によって不利益を被らな ことが起こりうるのであって、 . のであれば、 これに対し、 使用者に一四日を超える期間を与えている。 使用者が特約の写しを提供するため一四日を超える期間を要する可能性もあるこ 「遅延によ〔る〕 不利益」としては、 労働者が競

の申込みがあるために写しが必要となった場合が挙げられている。このような場合において、

雇

他社からの雇用

雇用契約自体に含ま

秘

密保持特約または訓練費用返還特約を除く雇用における競業避止特約は、

込みを受諾することができるようになる。このように、 用申込みに対する承諾期限が一六日後であるにもかかわらず、 使用者との 提供の遅延が労働者に不利益をもたらすことになるため、 間 0 雇用における競業避止特約の負担なしに(すなわち、 同号は、使用者による雇用における競業避止特約 使用者がそれまでに特約の写しを提供しなか 同号の効果として、 締結していた特約が無効となり)、 当該労働者は、 一六日 雇用 0) 対 0 た 申

となる労働者についての正確な記録の保存という目的の実現を促進する規定である。

## 五条は、

(2)

低賃金労働者に

関する規

約を抑制している。 競業避止特約の実体的な要件として報酬要件を課すことにより、 低賃金労働者の締結する競業避

五. 条 (低賃金労働者

(1)働統計! 労働者が特約に署名した時点で、当該労働者の定められた報酬率が、 局 が決定したこの州の被用者の年間平均賃金よりも低い場合、 [州労働省] [アメリカ合衆国労働省労 禁止され、 無効となる。

(2)雇用関係中のいずれかの時点で、当該労働者の使用者からの報酬が、 カ合衆国労働省労働統計局」が決定したこの州の被用者の年間平均賃金よりも低い場合、 年換算で計算して、[州労働省]

五条に関する本法の注釈から、(54) 同 条の趣旨や適用のあり方について次のように整理できる。

じさせるだけで、実際上は使用者の正当な利益に欠けることを理由に有効にならないところ、同条の目 点であることにつき、前記(**一2**。)。 同条は、 本法の中核をなす部分であると説明されている(低賃金労働者の締結する競業避止特約の禁止が本法の 前記二2の通り、 競業避止特約は、 低賃金労働者との関係では、 萎縮効果を生 一的は、

要

競

が、「無効」にはなる。

同号の効果として、締結時にはその雇用における競業避止特約は有効だったため、「禁止され」るものではない

業避止 それが年月の経過とともに年間平均賃金のようには上昇しなかった場合、競業避止特約はいずれ無効となりうる。 求している。 こりうる。換言すれば、 る。 た(すなわち同条①号には当たらない)ものの、 これは、 ?確に判断できるようにすることにある。 特約を締結する当事者、 したがって、定められた報酬率が、 年間平均賃金が時間とともに上昇する一方で、 同条(2)号は、 およびそれを事後的に審査する裁判所が、 雇用関係の全期間にわたって報酬が年間平均賃金を上回り続けることを要 同条(2)号は、 実際の報酬が年間平均賃金を下回るに至った場合を対象にしてい 特約の受諾時には辛うじて年間平均賃金を上回っていたものの、 当初の定められた報酬率は年間平均賃金を上回ってい 労働者の報酬が固定されたままである場合などに起 特約 が禁止され、 無効となるかどうか

準は、 証的 ②州やアメリ であって、 労働者と概ね対応していることも、 という特徴がある。 賃金に何らかの倍率をかけたものではない。)、⑤労働市場の中核的な数値であり、 ような指標としての特徴があるためである。 有 Ŧi. の経済状態を反映していること、 条が、低賃金労働者に該当するかどうかを決定する基準として、 使用者の正当な利益を伴う競業避止特約の有効性判断を変容させることなく、 タ 営業秘密へのアクセスをもつという者はほとんどいない。 が カ合衆国労働省労働統計局が提供する情報から容易に確認できること、 豊富にあるわけでは、 さらに、 州の年間平均賃金の基準は、 その大きな特徴となっている。 ない ④他の統計に対する任意の が、 すなわち、 同様の対応関係があるものと推測されて 州の平均賃金は、 コモンローの下で無効となる競業避止特約を締結する すなわち、 (arbitrary) 州の年間平均賃金を用 顧客関係についても、 ①自動的にインフレ調整されること、 州の年間平均賃金を下回 倍数ではないこと(例えば、 関連性が希薄なものでないこと、 て い る<sup>55</sup>。 ③州によって異なり、 有効性判断に明確さと確 このように、 営業秘密のように W る理 由 る労働 以下 'n

条16号の注釈も参照

(前記二12))。

さを与えるものと考えられている。

から、 ける競争の促進、 ることが示唆されている。 ロジー産業のような特定の職業において、 会社を起業したり、 な労働者のみを雇用における競業避止特約によって拘束することによって促進される可能性もある。そのため れうることから、 年間平均賃金の一五〇%以上といった倍率をかけた基準を用いることも、 流動性がもたらす潜在的な起業家精神やイノベーションの成果を十分に活用するには、 本法は、より高額の基準を選択する州があることも想定している。具体的には、労働市場におい一五〇%以上といった倍率をかけた基準を用いることも、経済政策上の理由によって正当化さ 新興業界の収益構造の形成、 革新したりするような労働者は、 雇用における競業避止特約についての高い賃金の基準が必要になりう 企業横断的なイノベーションの促進といった目標は、 経験豊富で高額な報酬を得ていることが一般的であること 特に医療やテクノ 非常に高給

と考えられたためである。この指標も特約を締結する時点での明確性を担保することを意図したものである(二 る明確な金額を知るはずであることから、それが年間平均賃金を上回るかどうかも容易に判断できるはずである ることとした理 本法が報酬要件を、 一由は、 労働者と使用者の双方が、報酬率と予想される労働時間に基づき、 前年の全収入などではなく、「定められた報酬率」(二条16号、 五条(1)号)によって判 労働者が得ることとな

な要件であることに変わりはなく、 くの収入を得られるようにするため、 る可能性がある。 である。 五条柱書により、 他方で、 秘密保持特約が有効にならなければ、 同 様に、 秘密保持特約に報酬要件がない 訓 練費用返還特約に報酬要件がない 適切な秘密保持特約は、 使用者が特別訓練を提供することを奨励することが公序に適うためである。 理由は、 使用者は低賃金労働者であっても雇用することを躊躇 労働者の流動性を大きく阻害するものでもないため 情報の秘密性はどのような労働者との関係でも主 理由 は 低賃金労働者の技能を向上させ、

いる。

(3)

退職理由

解雇

理由に関する規制

六条は、 労働者が退職した理由や使用者が解雇した理由によっては、 競業避止特約が無効となることを定めて

六条(雇用終了の効果

る。

密保持特約または訓練費用返還特約を除く雇用における競業避止特約は、 次のいずれかに該当する場合、

- (1)労働者が、 使用者の責めに帰すべき(attributable)正当な理由により辞職する場合
- (2)使用者が、 意された労務の完了または契約期間以外の理由により解雇する場合 [重大な(substantial)][故意の(willful)][重大な(gross)]義務違反行為(misconduct)、

### (i) 本法六条の趣旨

六条(1)号は、

六条に関する本法の注釈から、同条の趣旨や適用のあり方について次のように整理できる。

解雇された労働者に対して雇用における競業避止特約を執行することが不当であることが多いと

労働者が擬制 要になったことを理由に解雇(layoff)しながら、 報酬も得られる同じ産業の他の場所で生計を立てることを妨害することができてしまう。このことの不当性は、 いう懸念を受けて定められたものである。それが認められてしまうと、使用者は、労働者に対し、その労務が不 !解雇された(constructively discharged)場合や、使用者の責めに帰すべき正当な理由によって退職<sup>(®)</sup> 同時に、その労働者の労務の価値が最も高くなり、 最も多くの

契約について解雇される場面とは異なるため、 他方、 六条2)号により除外されてい る 期間 の満了や契約の目的となっている労務の完了は、 本法の他の要件を充足すれば、競業避止特約は有効になる。 期 間 0) 定め ま

した場合も同様である。

自発的に退職した労働者や義務違反行為を理由として解雇された労働者との関係で、 その他の要件を充足

雇用における競業避止特約を有効とすることは適切である

由 のである。なお、 ことが一般的であるところ、本法は、このことを六条で絶対的なルールとして明確化して、 Ę モンロ 五条がこれらを除外している理由と同様であるとの立場であると思われる 1 おいて、 五条の注釈(61) 雇用終了は競業避止特約の有効性を判断する上で重要ないし決定的な要素と考えられ の記載からは、 六条柱書が秘密保持特約および訓練費用返還特約を除外してい (前記2)参照)。 正確さを強化したも

ii 本法策定以前の状況

実に行動した場合」(同条い号)には、その特約は無効となる。 効性 該労働者を解雇した場合」(同条⑷号)、または 件を充足するとしても、「使用者が、 者との 本法の策定前に公刊された雇用法リステイトメントも、 の 間 問 の競業避止特約が正当な利益を保護するために合理的に限定されていることを要求しているが、 題に触れている。 後記2(1) ii で述べる通り、 当該特約を有効にすることが不公正(inequitable) 「使用者が、当該特約を要求し、または行使するにあたって不誠 雇用法リステイトメント八・○六条は、 解雇された労働者などとの関係での競業避止特約 になる理 使用者と退 由 に基づい その 似労働 て当 の 有

(for cause) を行わずに使用者に自らを解雇させるインセンティブを与えることになるためである。 ように解さないと、 雇 (&) 用法リステイトメント八・〇六条の注釈では、次のように説明されている。 解雇された労働者との関係では、合理的な競業避止特約は有効とされることが一般的である。 合理的な競業避止特約に基づく競業制限からの解放を望む労働者に対して、 まず、 正当な理 十分な労務提供 由 によ その

擬制 これに対し、 解雇された) (65) 正当な理由なく解雇された労働者や、 労働者との関係では、 競業避止特約は無効となることが一般的である。 使用者の責めに帰すべき事由により辞職 同条a号はこのような した

約を有効とすべきではない。(67)

る。また、雇用法リステイトメント八・○六条心号のいう使用者が「不誠実に行動した場合」としては、例えば、 使用者が労働者の解雇を計画した後に労働者が競業避止特約を締結させた場合が挙げられているが、競業避止特 働者が新しい雇用を得ることを制限することができてしまう。これは本法六条⑴号の策定趣旨と同様だと思われ 場合を規定している。そのようにしなければ、使用者は、能力の高い労働者を解雇した上で、解雇されたその労

働者が辞職した場合が挙げられている。 (c)号)。その例としては、使用者に数週間分の賃金不払いという重大な雇用契約の違反があり、 また、「使用者が、基本的な(underlying) 雇用契約に重大な違反をした場合」にも、 特約は無効となる これを理由に労 (同

## (4) 合理性要件による規制

七条は、競業避止特約による競業制限の合理性の要件による規制を定めたものである。

七条(合理性要件)

雇用における競業避止特約は、それが合理的(reasonable)でないかぎり、禁止され、 無効となる。

(i) 本法七条の趣旨

た考え方は、本法の中核をなしていると説明されている(広く多様な「雇用における競業避止特約」を規制すること 七条に関する本法の注釈から、同条の趣旨や適用のあり方について次のように整理できる。 あらゆる雇用における競業避止特約が有効になるためには合理的でなければならないという、七条に定められ

て長年にわたって認識されているものであるが、契約の有効性を判断する要素として合理性を考慮することがほ が本法の要点であることにつき、 前記(2°)。この合理性要件は、 雇用における競業避止特約に関する法律に

とんどない一般の契約法とは異なるものである。

ていることが必要である。 合理性の検討では、 諸般の事情を考慮し、 そして、 費用対効果の観点から、 一般的に、 使用者の利益、 合理性の判断枠組みは、 労働者の利益、 特約がもたらす利益が損 公共の利益 一の均衡 がとれ

ii 本法七条の位置づけ

を上回るかどうかを問うこととなる。

明されている。 (safe harbor) な場合、その勧 ケースなど、具体的な状況の下で八か月間の勧誘禁止特約が不合理に長い競業制限となることもある。 れている具体的な要件を充足したとしても、 が本法の構造である。 本法の八条ないし一四条は、 労務を提供する労働者が誰であるかに関係なく、 該当する特約類型の要件と七条に基づく合理性要件は、 なのではなく、 誘禁止特約は、 例えば、一一条は勧誘禁止特約の期間が一年を超える場合は無効となると定めていると あらゆる雇用における競業避止特約が合理性の審査を経なければならない、 雇用における競業避止特約の各類型に関する具体的な要件を規定している。 七条を理由として無効となる。このことは、 なお当該特約は不合理であることを理由に無効となりうる、 顧客が頻繁に発注先の企業を変更する業界であるという それぞれ独立した要件であり、 八条ないし一 四条の規定は免責 各特約類型に課さ

そのような契約が有効になるためには、 義に該当すれば、 そして、二条各号および八条ないし一四条が列挙する七つの類型に当たらない特約であっても、 雇用における競業避止特約に該当し、 七条の合理性要件、 本法の規制が及びうる 四 条の通知要件、 五条の報酬要件その他本法に基づ (二条の注釈も参照 二 条 (11) (前記二12) 一号の定

7

般的に適用される要件を充足しなければならない。

- 1 ダイオーズサービシーズ事件・東京地判平成一四年八月三○日労判八三八号三二頁など。 フォセコ・ジャパン・リミティッド事件・奈良地判昭和四五年一○月二三日下民集二一巻九=一○号一三六九頁、
- $\widehat{2}$ ける労働者の忠実義務と在職中の競業・兼業に対する制限(一)」法学研究九三巻二号五五頁以下(二〇二〇年)も における在職中の兼業・競業の可否について研究したものとして、植田達「アメリカ・雇用法リステイトメントにお 雇用法リステイトメント(Restatement of Employment Law (Am. Law Inst. 2015)) を素材として、アメリカ法
- 3 (52))、バーモント州 (後掲注(20))、ウェストバージニア州 例えば、ケンタッキー州(後掲注(4))、ネブラスカ州 (後掲注(210))。 (後掲注(脳))、ニューヨーク州 (後掲注(10)、
- 4 例えば、アラバマ州(ALA. Code §§ 8-1-190 - 8-1-197)、コロラド州(後掲注(ユイ))、ウィスコンシン州
- 5 カリフォルニア州 (後掲注(20))、ノースダコタ州 (後掲注(21))、オクラホマ州 (後掲注(22))。

Stat. Ann. § 103.465)

- ワシントン州 (Wash. Rev. Code § 49.62.020 (1) (b))° Laws ch.149, § 24L(c)(i))、ニューハンプシャー州(N.H. Rev. Stat. Ann. § 275:70-a)、バージニア州 例えば、イリノイ州(820 I.L. Comp. Stat. 90/10)、メイン州(後掲注 (42))、マサチューセッツ州(Mass. Gen.
- (P) Restatement of Contracts (Am. law Inst. 1932).
- $(\infty)$  Restatement (Second) of Contracts (Am. law Inst. 1981).
- (9) U.C.C. (Am. Law Inst. & Unif. Law Comm'n 1952).
- 八八条(後記二三2⑴) や一八四条(後記二四2⑴) を参照し、競業避止特約の有効性判断や部分的有効性 (partial enforcement)に関する州判例法を形成している。93 N.Y.2d 382 (1999) 例えば、ニューヨーク州法に関し、BDO Seidman v. Hirshberg 事件判決が、 第二次契約法リステイトメント一
- (二) Restatement of Employment Law (Am. Law Inst. 2015,
- (12) Id. Foreword
- Samuel Estreicher, Matthew T. Bodie, Michael C. Harper & Stewart J. Schwab, Foreword: The Restatement of

Employment Law Project, 100 Cornell L. Rev. 1245, 1247 (2015). 植田・前掲注(2)六二― 六三頁も参照

- (二·完)」法学研究九三巻三号一〇一頁(二〇二〇年)。 植田達「アメリカ・雇用法リステイトメントにおける労働者の忠実義務と在職中の競業・兼業に対する制
- 15 Uniform Restrictive Employment Agreement Act (Unif. Law Commin 2021)
- (16) *Id.* Prefatory Note.
- 17 AND INDUSTRIAL RELATIONS 115 (2017) (同論文の翻訳として、スチュアート・J・シュワブ and-Economics Approaches to Labour and Employment Law, 33 International Journal of Comparative Labour Law び雇用法への法と経済学的アプローチ」慶應法学四一号二五七頁以下(二〇一八年))。 アメリカの雇用法および労働法を素材に法と経済学的分析を行った文献として、see Stewart J. Schwab, Law-(植田達訳)
- 18 論 の記述においてこの区別が意識されているかは明確でないように思われる。 本法における労働者(worker)と被用者 (employee) との区別については、 後記二1(1)参照。ただし、
- (①) Broc N.T. Pace 88 16600 16602 5 (19) 雇用法リステイトメント八・○六条(後記三2⑴ⅱ)参照。
- (20) Bus. and Prof. §§ 16600-16602.5.
- (21) N.D. Cent. Code § 9-08-06
- (2) Okla Stat. tit. 15 §§ 217-219B.
- 23 なルールの形成を目指し、 同じく、統一州法委員会全国会議が、各州で不統一や判断の不確実さによる混乱がみられた営業秘密について統一 Uniform Trade Secrets Act (Unif. Law Comm'n amended 1985). 統一営業秘密法は、 統一州法案として策定したものである。 Id. Prefatory Note 統 雇用競業避止特約法と
- $\widehat{24}$ 諸島において統一営業秘密法が採択されている N.C. Gen. Star. §§ 66-152-66-162 (1981))、コロンビア特別区、プエルトリコ自治連邦区およびアメリカ領ヴァージン ロライナ州法は独自の制定法と分類されることもあるが、規律内容的には統一営業秘密法と同様のルールである。 ニューヨーク州だけは営業秘密保護を現在もなお判例法によって規律しようとしているが、 (法域ごとに多少の修正は行われている。)。 採択状況については 四九の州

Uniform Law Commission, Trade Secrets Act, https://www.uniformlaws.org/committees/community

- home?CommunityKey=3a2538fb-e030-4e2d-a9e2-90373dc05792 (last visited July 15, 2022)° 雇用法リステイトメント八・〇七条(後記三**2**1(ii) 参照。
- 26 Prefatory Note (Unif. Law Commin 2021). Exec. Order No.14,036 § 5(g) (July 09, 2021), quoted in Uniform Restrictive Employment Agreement Act
- archives.gov/sites/default/files/competition/noncompetes-calltoaction-final.pdf THE WHITE HOUSE, STATE CALL TO ACTION ON NON-COMPETE AGREEMENTS (2016), https://obamawhitehouse.
- Dynamism 2 (2020), quoted in Uniform Restrictive Employment Agreement Act Prefatory Note (Unif. Law Commin See John W. Lettieri, A Better Bargain: How Noncompete Reform Can Benefit Workers and Boost Economic
- Uniform Restrictive Employment Agreement Act Prefatory Note (Unif. Law Comm'n 2021).
- Secrets Act § 1(4) (Unif. Law Commin amended 1985). 当するものをいう。

  ()その開示または使用によって経済的価値を得ることができる他の者に広く知られていないこと、 ム、発明(device)、方法(method)、技術(technique)、過程(process)を含む情報であって、次のいずれにも該 および適切な方法では容易に確認できないことにより、現実のもしくは潜在的な独立した経済的価値が得られるもの ⅱ秘密性を保持するためにその状況下で合理的な努力が行われているもの」と定めている。UnrorM Trane 統一営業秘密法一条④号は、「営業秘密とは、方式(formula)、様式(pattern)、編集(compilation)、プログラ
- Uniform Restrictive Employment Agreement Act § 2 cmt. (Unif. Law Commin 2021).
- ことに同意していること、③当該使用者が、その個人が労務を提供する方法(manner)および手段 くとも部分的には、 として、「⑷第一・○二条および第一・○三条に述べられている場合を除き、次のいずれにも該当する場合、 の記述するルールの適用対象となる「労働者(employee)」の定義につき、一・○一条が、「雇用関係の存在の条件\_ (individual) は使用者(employer)の労働者(employee)として労務を提供するものである。⑴その個人が、 これに対し、例えば、競業避止特約に限らず、広く雇用法分野について記述する雇用法リステイトメントは、そ 使用者の利益(interests)のために行動していること、②当該使用者がその個人の労務を受ける (means)

理し うか、どこに助手を配置するか、機材を購入するかどうか、どこに機材を設置するか、他の顧客に対して労務を提供 労務を提供することを事実上阻止していること。 三条は会社の全部または一部の支配権を有する者について、それぞれ記述している。Id. §§ 1.02-1.03 労働者としてではない。」と記述している。RESTATEMENT OF EMPLOYMENT LAW § 1.01 (Am. LAW INST. 2015). このよう しているかどうか、 (agent)は含まれない。See Id. ch.1, cmt. a. なお、一・○二条はボランティア(無償労務提供者)について、一・○ (entrepreneurial) 管理権を行使している場合、その個人は、独立した事業者として労務を提供しているのであって、 雇用法リステイトメントのいう「労働者」には、本人(principal)に労務を提供する独立契約者などの代理人 (control)、または、そうでない場合は、当該使用者が、その個人が独立した事業者 他の顧客に対していつ労務を提供しているかを含む、重要な事業上の決定について事業者的 (b)個人が、 自己の利益のために、 助手 (assistant) を雇用するかど (businessperson) として

- 33 されうる 制定法に定めのない特約であっても、直ちに有効になるのではなく、 別途コモンローによってその有効性 が制
- 34 Uniform Restrictive Employment Agreement Act § 3 cmt. (Unif. Law Comm'N 2021)
- 35 ても、 これは、本法三条⑷項のような適用範囲の問題ではなく、一個の契約のなかで、一個の契約条件の無効が別の契約条 へもたらす影響の問題である。 第二次契約法リステイトメントにも、雇用契約に含まれる、退職後の競業避止条項が公序に違反して無効であ 雇用契約の他の規定は有効である、という場面などを想定した一八四条(1)項の記述がある(後記四2(1)(i))。 Restatement (Second) of Contracts § 184 cmt. a, cmt. b (Am. Law Inst. 1981).
- 36 Uniform Restrictive Employment Agreement Act § 3 legislative note (Unif. Law Comm'n 2021)
- 37 学政治学論究一二〇号一頁 退職金・企業年金の不支給 29 U.S.C. §§ 1001-1461. (二〇一九年)参照 一競業避止とエリサ法との関係については、 -アメリカ・ERISA(エリサ法) のバッドボーイ条項禁止とトップハットプラン」法 植田達「退職後の労働者の競業を理由とする
- 38 Uniform Restrictive Employment Agreement Act § 4 cmt. (Unif. Law Commin 2021).
- (39) Id. § 4 CMT
- 4) N.H. REV. STAT. ANN. § 275:70.

- 41 Wash. Rev. Code § 49.62.020(1) (a) (i).
- $\widehat{42}$ Me. Rev. Stat. Ann. tit. 26, § 599-A.
- 44 43 Mass. Gen. Laws ch.149, § 24L(b)(i) Ala. Code § 8-1-192
- 45 Wash. Rev. Code § 49.62.020(1) (a) (ii)
- 46 Mass. Gen. Laws ch.149, § 24L(b)(ii)

47

820 Ill. Comp. Stat. 90/5

- 48 A.D. 3d 700, 702 (2d Dep't 2004). Zellner v. Conrad, 183 A.D.2d 250, 256 (2d Dep't 1992); Gazzola-Kraenzlin v. Westchester Medical Group, Charles T. Creech, Inc. v. Brown, 433 S.W.3d 345, 353 (Ky, 2014)
- § 8.06 cmt. e(Am. Law Inst. 2015). 具体例として、営業秘密などの秘密情報を競業避止特約の締結後に共有すること その論拠には疑問が呈されており、特約締結時点から雇用関係終了までの期間の長さは、使用者が特約を締結するに を要求する立場について、 も特約の約因に当たりうることを挙げている。Id. § 8.06 cmt. e, illus. ら、「新たな」または「追加的な」約因を要求する法域もある、と整理している。RESTATEMENT OF EMPLOYMENT LAW reporters' notes cmt. e. また、第二次契約法リステイトメントにおける約因の記述については、後記2⑴; 所は対価の適切性は測定しないという一般的な契約法のルールとは矛盾している、 を締結させた場合は、八・〇六条⑸号にいう「使用者が……不誠実に行動した場合」に当たる。 あたって誠実に行動していたかどうかには関係しうる(使用者が労働者の解雇を計画した後に労働者が競業避止特約 継続は、その他の要件を充足する競業避止特約の有効性を支える約因としては十分であるとされているが、少数なが 関係開始後であっても、 〇六条(後記2⑴⑸参照)の注釈において「雇用関係開始後に締結された競業避止特約」について述べている。雇用 雇用法リステイトメントは、競業避止特約の約因に関するルールを記述したブラックレターはないが、その八 競業避止特約を有効に締結することができ、多くの法域において、 同注釈への起草者注記(Reporters' Notes)では、妥当な結論を導いていると述べつつ、 12. 他方、特約の締結後に相当期間 という指摘がある。 随意雇用の労働者の雇用 後記(3)(ii) の雇用継続 が、

- (5) Va. Code Ann. § 40.1-28.7:8
- 52 ニューヨーク州の Karpinski v. Ingrasci 事件を参考にしたものと思われる。 28 N.Y.2d 45 (1971)
- 53 Uniform Restrictive Employment Agreement Act § 20 cmt. (Unif. Law Comm'n 2021).
- (5) *Id.* § 5 cm
- 55 る。 Id. Prefatory Note 特定の低賃金労働者が、 顧客にとって企業を選択する際の決定的な要因になることは稀であることが指摘されて
- 56 LEGISLATIVE NOTE 年間平均賃金よりも高額な要件(年間平均賃金の一・五倍や二倍など)を設定することができる。Id. S 五条について立法上の注記によれば、州は、 全ての労働者または特定の業務を行う労働者につき、 州内の被 庘
- 57 58 に用いている文言を設けることが提言されている。Uniform Restrictive Employment Agreement Act § 六条についての立法上の注記によれば、義務違反行為の要件につき、 秘密保持特約が有効となるためには九条各号に該当しなければ足りる、という趣旨であると思われ 州は、 失業保険給付の主たる欠格事由 0

判

(9) *Id.* § 6 cmt.

LEGISLATIVE NOTE (UNIF. LAW COMM'N 2021)

- (60) 後掲注(65)参照。
- 61 Uniform Restrictive Employment Agreement Act § 5 cmt. (Unif. Law Commin 2021).
- (2) Restatement of Employment Law § 8.06 (Am. Law Inst. 2015).
- (3) Id. § 8.06 cmt. f.
- 64 同 行為その他の違法行為への関与または長期的な障害による職務遂行の不能など、重大な契約違反がある場合には、 の定めのある雇用契約の期間満了前の終了の理由がある。」と記述している。Id. § 2.04 (a) 項は、「雇用契約の終了の理由」について、「使用者は、労働者に、継続的な職務怠慢、 正当な理由は、二・〇四条⑷項における期間の定めのある契約の終了の理由と同様に定義される(*Id.*)ところ、 重大な過失を含む義務違反
- 65 擬制解雇 (constructive discharge) とは、 具体的な状況の下で合理的な労働者が辞職せざるを得ないほど耐え

労働者を降格させた上、通常あるはずの職員による支援を剝奪し、その後に労働者が辞職した場合が挙げられている。 がたい労働条件を設定し、その労働者が実際に辞職する場合をいう。Id. § 5.01 cmt. c. その例としては、使用者が、

Id. § 8.06 cmt. c, illus 15

66 関係を、決定的ではないとしても、 気悪化を理由に解雇された労働者との関係でも、競業避止特約が合理的であっても、有効としていない。Id. § 8.06 所の大多数は、正当な理由なく解雇された労働者や、使用者の責めに帰すべき事由により辞職した労働者のほか、 雇用終了をめぐる事実関係に関係なく、競業避止特約を有効とする法域は、少数であり、 重要な要素として考慮することが一般的である、と分析されている。また、 雇用終了をめぐる事実

67 reporters' notes cmt. f. 前掲注(50)も参照。

68 Restatement of Employment Law § 8.06 cmt. g, illus. 16 (Am. Law Inst. 2015)

69 Uniform Restrictive Employment Agreement Act § 7 cmt. (Unif. Law Comm'n 2021).